

江戸時代の書物と雑体篆書

岩坪 充雄

一、はじめに

江戸期の魅力は多様性にあるのだろうと感じている。筆記の環境を考えれば、全く毛筆のみの世界なのだから単調なのがといえば、否である。和様の御家流の流派は数々あり、のみならず唐様も流行し、細井廣澤の書風が流行れば、後に澤田東江の書風が広まり、市河米庵や巻菱湖などそれぞれの書風が頭角を現す。細かに見ていけば書きつくせぬ書風が行われた時代である。そんな人物と書流の多様さのみならず書体においても、日本書道史を通して江戸時代は豊かな時代であつた。象徴的なものは、篆書体、隸書体の普及に見る。漢字発生の国中国では篆書、隸書は楷書、行

書が完成する前の書体であつたが、漢字輸入国の日本では漢字書体全てが完成してから輸入しているため、楷書、行書、草書が先に普及し、既に日用書体ではない篆書、隸書は後になつて入つてくる。そのために特殊な書体であつた。ここに書体発展史とは異なる逆転受容が江戸時代に見られる。書体発展上では、楷書、行書より篆書、隸書が古いが、日本では後から世の中に普及していくことになる。歴史は古いが知識としては新しい書体として大いに用いられる事になる。和刻本篆書字書の出版は寛文年間に始まるが、いずれにせよ江戸時代になつてからである。幕末には童蒙向けの往来物の中にも篆書体の利用が見えるまでの普及を見る。それら正統な篆書とは少しばかり血脉を異にする雑体の篆書もまた江戸時代の文字世界の多様な一面を担つてい

ると言えようか。

ふと思いつく一例に、唐様書家を代表する細井廣澤とその一門の中に松下鳥石が居るが、その松下鳥石が落款によく用いる「辰」の一字を配した丸い朱文印のあることが知られている。

この「辰」の字は通常の篆書（小篆）ではなく、禹碑文からとつた雑体篆書の一種なのである。



松下鳥石の用いた「辰」字の印

禹碑とは何か、古代中国の治水の王として知られる禹王の顯彰碑であるという。禹碑は岣嵝碑とも大禹功德碑とも呼ばれ、湖南省南岳衡山岣嵝山に建てられたという。碑文は雑体篆書の一つ禹碑文により、九行七十七文字が残されている。明代にはこの碑文の釈文が作られ、楊慎あるいは沈鎰などがそれぞれ解釈したものが伝わっている。原碑は既に失われ、復刻されたものが中国各地にたてられている。この碑文は江戸時代には伝わっており、それ故に松下鳥石も禹碑文の中に自分の名のあることを見つけたとして、これを落款印に取り入れて早速に印を作つて用いたものだろ

う。

松下鳥石が禹碑の拓本を所有し禹碑文について知識のあつたことはその利用する印からも知れるが、その門流に禹碑を和刻法帖として上梓した者があることも見逃してはならない。これについては本誌五号の中の拙稿で少し触れたが、禹碑の和刻法帖上梓が松下鳥石門流の中で行われたという面白さと禹碑の和刻法帖が、禹碑の碑文を正面摺り、釈文は左版。奥付は凸字版（整版）と三種類の和刻法帖印刷法をすべて一冊に入れている珍しい本であることは重ねて和刻法帖の豊かな世界を見せる事例として後ほど述べたいところである。

禹碑文はその拓本のみで本邦へ知られたばかりではない。禹碑文が雑体篆書の一種であり、それをも含めて様々な雑体篆書のバイブルのような本があった。それが『篆書百体千文』である。これは百種の雑体篆書によつて作られた『千字文』である。ここで雑体篆書と呼ぶのは、いわゆる漢字書体として一般に知られる篆書、隸書、草書、章草、楷書、行書といった書体ではなく、篆書の亜流なのだが、さまざまなものがある。この「篆書」の「篆」は「篆體」といふ篆書体として大雑把に一括して「篆體」あるいは「雑體」

篆書」と呼ぶこととしている。本稿では雑体篆書の一つ一つを見していく暇は今無い。しかし存在したものを見ることもできない。ここは少し『篆書百体千文』に注目してみよう。

一、『篆書百体千文』

『篆書百体千文』の編纂は孫枝秀にかかる。そこからも中国発の書物である事が知られる。輸入の記録を探せば、はたして原本となる唐本『篆書百体千文』の記録は宮内庁書陵部の所蔵にかかる『舶載書目』で確認できる。幸いにして、これには影印本が関西大学東西学術研究所から昭和四十七年に上下二冊で出版されている。その下冊所収の第二十六冊二十八に「一百体千字文 一部二本」とある。最初の「一」は見出しとなるそれぞれの書名に冠されるもので、その下が書名の「百体千字文」である。二冊で一部となつていたことがその記述より知られる。

当然のこと、『篆書百体千文』も和刻本が作られることがある。今日に目撃する多くは和刻本であろう。そのもつとも新しいところでは近代、つまり明治になつてから上梓と

なつたものもあり、現代でもまた出版されたようだが、現代版は見ていない。まずは収藏をwebなどで調べれば、それなりに存在していることが知れる。

早稲田大学 請求記号：文庫06 00473 出版書写事項：「出版年不明」 靈著軒 「京都」

形態：1冊・ 27cm 目録題：歴朝聖賢篆書百体 序題：百体千文 題簽書名：篆書百体千文 版心書名：百体千字文
鑒定：尤悔庵序 徐乾学ほか 康熙24年の序あり 墨書き入りあり 虫損あり 和装
印記：小林蔵書、梅かえ文庫、逍遙書屋坪内逍遙旧蔵 附
清書千字文名公先生贈言web閲覧可能（乾冊のみ）

国会図書館 J1番号40072255 篆書百体千字文
孫枝秀著 出版年月日等 明治14. 4 2冊（上3
4. 下36丁）24cm 装丁：和装 出版社：本荘輔二

京都大学附属図書館所蔵 谷村文庫2件 請求番号：4-
65/テ/1 .. 4-65/テ/2（合綴本）京都 上坂勘兵衛
刊 附：千字文註（清）孫呂吉撰、清書千字文、名公先
生贈言

佐賀県立図書館 蓮池鍋島家文庫 蓼993. 3-95

(歴朝聖賢篆書)百體千文 孫枝秀(清)撰 1冊29cm

『佐賀県立図書館所蔵蓮池鍋島家文庫目録・倉永家資料

目録』(佐賀県立図書館 1985年)

さらにWebの漢籍データベース⁽¹⁾でも探してみれば、

1 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 坤 千字文註一卷 梁 周興

嗣 次韻 清 孫枝秀 集篆 清 周震 校 清 孫呂吉 撰千字

文註 清 蔡汪淙 校 清 汪嘯尹 篆輯 清 尤珍 書清書千字

文 元祿十一年 大坂和泉屋喜左衛門等刻 正徳五年 大坂

大野木市兵衛・江戸須原屋茂兵衛 重印本 實踐女子

2 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 坤 千字文註一卷 梁 周興

嗣 次韻 清 孫枝秀 集篆 清 周震 校 清 孫呂吉 撰千字

文註 清 蔡汪淙 校 清 汪嘯尹 篆輯 清 尤珍 書清書千字

文 元祿十一年 大坂和泉屋喜左衛門等刻 正徳五年以前

京都上坂勘兵衛 重印本 實踐女子

3 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 清 孫枝秀 撰 清 尤侗 鑒

定 康熙二十四年 吳門尤氏序 刊本 蓬左文庫

4 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 清 孫枝秀 撰 清 尤侗 鑒

定 日本江戸末期 刊本 翻刻棣鄂堂本 蓬左文庫

5 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 清 孫枝秀 集篆 清 周震

校 江戸 刊本 東大総

6 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 清 孫枝秀 集篆 清 周震
校 日本 鈔本 千葉縣立 中央

7 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 清 孫枝秀 集篆 清 周震
校 康熙二十四年序 刊本 東大総

8 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 清 孫枝秀 集篆 清 周震
校 明治十四年(一八八一) 播陽樊圃堂 刊本 千葉縣立
中央

9 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 清 孫枝秀 輯 康熙二十四
年序 刊本 京大人文研 東方

10 歴朝聖賢篆書百體千文 清 孫枝秀 編 康熙二十四年序
刊 東北大

11 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 清 孫枝秀 撰 康熙二十四
年序 刊 国会 東京

12 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 清 孫枝秀 撰 康熙二十四
年序 清 刊 国会 東京

13 歴朝聖賢篆書百體千文一卷 清 孫枝秀 撰 明治十四年
會津米田町本莊輔二 刊 国会 東京

14 歴朝聖賢篆書百體千文 清 孫枝秀 清康熙二十四年序
刊 三康

と、一か所に一ないし二件ほど当該文献の存在が確認で

きるのである。当然公共機関以外の収蔵も想定でき、それなりの普及をみたものらしいと想像できる。さらに『篆書百体千文』は十件ほどの家蔵がある。これらは一度、平成二十五年四月十三日に行われた齋奇会（於一橋大学佐野書院）で展観に供したものである。以下、簡単に紹介しよう。冠のイロハは整理上の任意の記号で筆者が勝手に振つたものである。

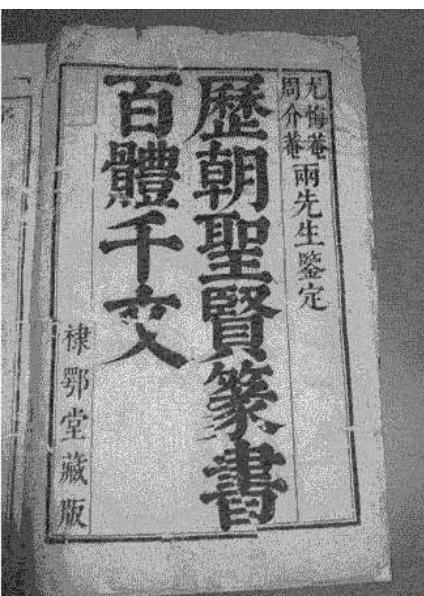
イ本、『篆書百体千文』合一冊（改装）。唐本。四針眼。

摺り題簽「篆書百体千文」（元題簽を切り抜いて貼り付け）、

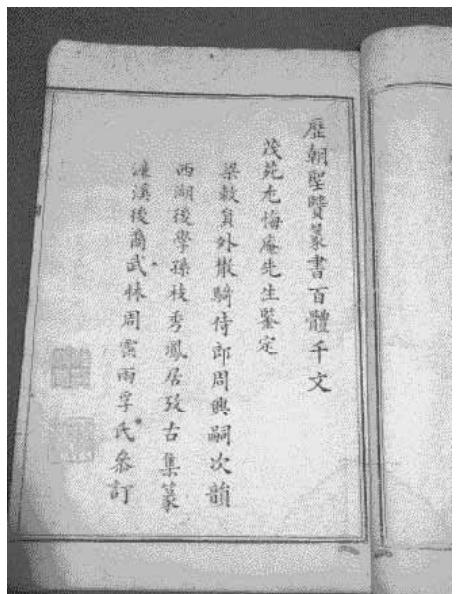
図版左は唐本『篆書百体千文』の表紙。原題簽が残る。



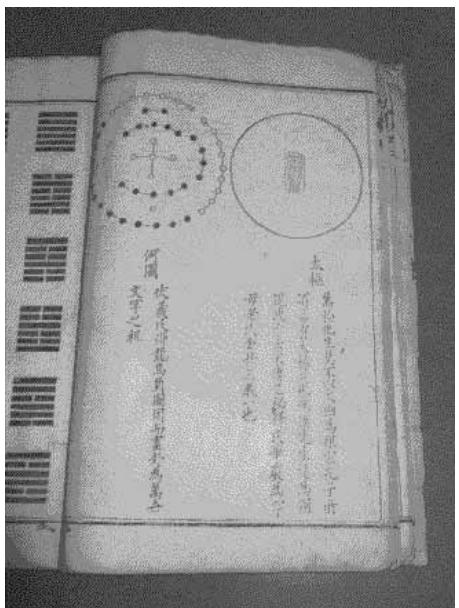
九悔菴兩先生鑒定
周介菴



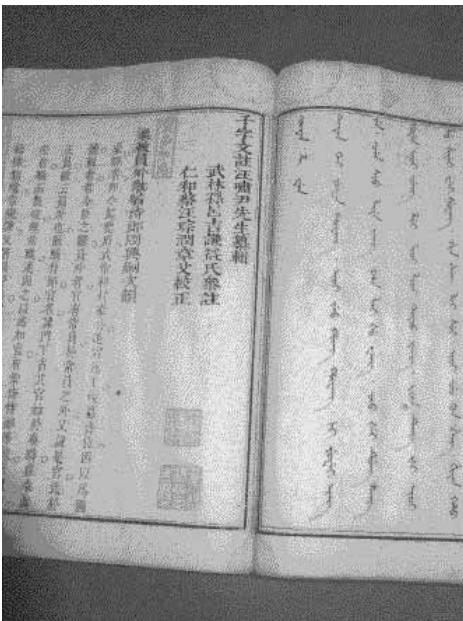
封面あり（詳細は前述）、（第一序文、二丁、明朝体）康熙乙丑夏五吳門尤侗撰（版芯に「尤序一」、「尤序二」）、（第二序文、二丁、楷行書体）康熙己未八月玉峯徐乾學撰（版芯に序とのみ）、（第三序文、三丁、行草書体）康熙歲次壬戌季春雪「老人徐南復題」（版芯に「叙」）、（舶載書目では「康熙壬戌季春徐南復題」とのみ記載）、「歷朝聖賢篆書百体目」（三丁、明朝体、一段記載、版芯に「篆目」丁づけは「一～三」、「未刻篆書目」（一丁、明朝体、版芯に文字なし）、瓢型印に続き「歷朝聖賢篆書百体千文／茂苑尤晦庵先生鑑定／梁敕員外散騎侍郎周興嗣次韻／西湖後学悔庵先生鑑定／梁敕員外散騎侍郎周興嗣次韻／西湖後学



孫枝秀鳳居攷古集篆／簾溪後裔武林周震雨孚氏參訂」／印（白文「孫枝秀印」、印（嬪庵）を朱で捺す。これらを半丁に配し（版芯に「図」とし、丁づけは「一」）裏面の丁から見開きで龍馬と神龜の図「龍馬負図／神龜獻書／鳳居写印」（印文は「孫枝秀印」の白文印）と「天子知名」の朱文印が捺されている。丁裏に「太極」（○図の中央に「御覽」の朱文印）、「河図」（版芯に「図」丁づけは「二」）、以下の丁は版芯に「百体千字文」と下部に丁づけ「一」より、本文の篆書は「八卦文」に始まり、「三十二」丁ウ



の「九疊篆」までが書体を示し、三十三丁と三十四丁に「自述」（版芯「自序」、半丁あたり八行）を配するも、「三十四丁ウ以下を欠く。二冊目が合冊されているが、「清書千字文」の首部一丁分を欠く。二丁より六丁の「清書（満文）千字文」（版芯に「清書千字文」とある）。「千字文註汪嘯尹先生纂輯／武林孫呂吉謙益氏參註／仁和蔡汪琮潤章父較正」と三行に作り、三行目下部に印が二つ捺されている。一は「我苦／未讀」の朱文印、一は「筆硯／精良人／生一樂」、四行目は文字が無く「天子知名」の



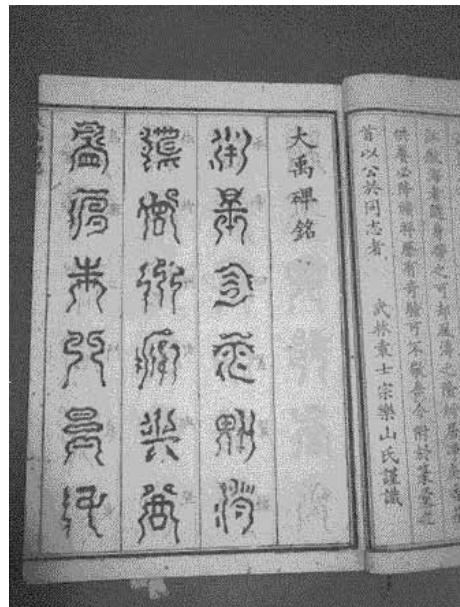
朱文印、図にも同じ印を見た。以下千字文の本文と註、半丁に十行、版芯に「千字文註」とし丁づけは一丁から三十五丁オまで。三十五丁ウは裏表紙に貼り付け。

日本、『篆書百体千文』乾冊（二冊で一部であるので、こ
こでは一冊目を乾冊と呼び二冊目を坤冊と呼ぶ）、後半清
書千字文と註の坤冊を欠く。唐本。康熙綴じ。摺り題簽
あり。その文字はイ本に同じ。冊子上部を切つて縮めて
おり、改装されて綴じなおしている。封面を欠く。表紙
裏に「鶴鳴／堂鑑／藏印」（白文印）を捺す。別に「鶴鳴

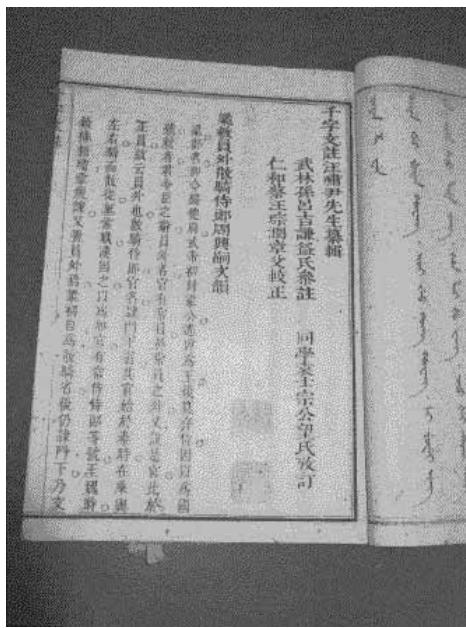
堂／鑑藏印」の朱文印も捺されてあり、旧蔵者と思しい。イ本と同じに序文に始まる。序文三本の次に「自述」二丁がつく点がイ本と異なる。イ本では自述の二丁ウが欠損していたが、口本によつて欠落部分が知れる。イ本の自述の丁づけは三十三、三十四であつたが、口本は一、二の丁づけが版芯に見える。「自述」末尾は「七十三更西湖孫枝秀謹述」その下に木版摺りで「孫枝秀印」（白文印）が見える。この印影はイ本図一丁オに見えるものと同じか。篆目と未刻篆書目はイ本と同じ。図の二丁もイ本と同じだが、イ本の図一丁オ「嬪庵」の朱文印は口本では「嬪翁」の朱文印に変つてゐる。口本図一丁オには引首印と思しき瓢型印も捺されているがこれはイ本に同じ。図と図二丁ウの太極に御覽の印が見える点もイ本に同じ。以下本文三十二丁ウまでイ本に同じ。続いて三丁の「名公先生贈言」（版芯同じ、丁付けは黒釘となつており、数字は末刻のままである）と題して十七名の言葉が附録されている。

ハ本、『篆書百体千文』の坤冊のみ。唐本。四針眼。題簽欠。表紙には題簽の貼られていた痕跡がある。「吉田澄蔵」の印が表紙に捺されている（『近代蔵書印譜』四編、日本

書誌学大系四一、平成九年六月刊を参照) 旧蔵者吉田の墨書で「矢野龍溪藏」と書き込む(「龍溪／書屋」の印が捺されている、印泥の色から察するに矢野氏の印とするには疑義あるか)。イ本に無いものとして、一丁才に「五岳真形図」、二丁ウに「武林袁士宗樂山氏謹識」として八行にわたって識語が楷書で書かれている。次に「大禹碑銘」として半丁に四行の区割りで一行に六字を配し、一丁才二行目から二丁ウ二行目まで(版芯は「大禹碑銘」)。三丁は版芯に「禹碑釈文」とし、半丁十行、一行目に「大



禹碑銘釈文 武林孫枝秀時年九九敬臨」とある。口本「自述」では孫枝秀は七十二歳であつたが、ここでは八十一歳か。次の丁から「清書千字文」となる。清書千字文の一丁オは曹楫の序文（この序の存在は『船載書目』の記載でも確認できる）と印、二丁ウより「清書千字文 翰林院編修尤珍書」と一行目になり、以下六丁まで満文で綴られるのはイ本に同じである。「千字文註」の本文を見れば、イ本の「千字文註汪嘯尹先生纂輯／武林孫呂吉謙益氏参註／仁和蔡汪璽潤章父較正」の二行目参註の下に



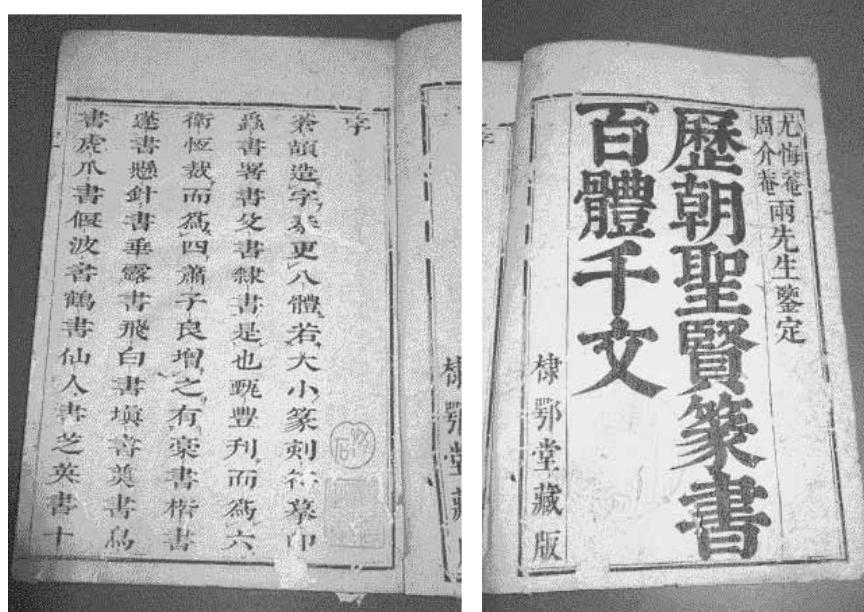
もう一人の名が見え「同学袁士宗公望氏攷訂」とある。この名はハ本五岳真形図の識語を撰文した人物で、武林の人。イ本にはこの名は見えない。四行目は、イ本の「天子知名」の印は、ハ本に見えない。下部に「嬾翁」の朱文印とその下に捺しかたが悪く印文が判然としないが「読聖／賢書／樂神／仙道」の白文印が捺されている。この印は徐南復の序文の後に捺されている木版摺りの印影と同文印が朱で捺されている。本文はイ本と同じく三十五丁。その最終丁ウの第一行目は捺られていないが文字の痕跡がある。

二本、『篆書百体千文』乾冊のみ。和刻本。四針眼。辛うじて題簽を残す。表紙は補修を経ているが或いは原紙のままか、本文も虫損多く本紙の袋に紙を挟んでいため元より厚く重くなっているものと思われる。封面はイ本の翻刻。蔵版は棣鄂堂となつている。封面に捺されているべきな丸い朱文印「静坐／蒲團学／定禪」は魁星印と同じ用途と思しいが捺印位置は下の方である。序文配列もイ本の翻刻のようである。その大きな違いは和刻本のため返り点と送り仮名が振られて捺られている事である。故に和本と知れる。イ本から二本までいざれも紙は白紙

尤悔菴兩先生鑒定
周介菴

歷朝聖賢篆書百體千文

様鄂堂藏版



を用いている。二本は和本だが楮とは別な紙を用いており唐本と雰囲気が似ている。和刻本の封面、序文、本文などはいずれも版面の高さが狭くなっている。イ本と比較して字詰め行詰めは変わらないが版面が狭い。和刻大本の用紙の規格などからくるものだろうか。和刻本の篆目は唐本が二段に記載していたのに對して三段に書き、二丁で收め一丁節約している。未刻書目は同じ。この丁は返り点も付けず唐本と同じに翻刻した。図の二丁も布字は唐本のままに、図の中の文字には返り点送り仮名をつけ、図の二丁ウ太極、河図の文章にも同じく返り点送り仮名をつけている。一丁才の印は無く、二丁ウの太極図の中の「御覽」印は無い。図の中に印が一つ捺されており、それはハ本の曹楫の序文の署名の後に捺された印影と同じものか。本文の百体千文は唐本に同じく三十二丁まで、説明文には全て返り点送り仮名がつけられた。十三丁と三十四丁は「自述」である。これもイ本に同じであることが知れる。

ホ本、「篆書百体千文」乾冊のみ。和刻本。四針眼。表紙は改装。題簽なく打ち付けに「百体千文」と墨書。封面

は二本に同じ棟鄂堂藏版としているのだが、丸印は捺されていない。旧蔵者印と思しい「鶴瞑／堂記」の朱文印が見えるのみ。使用の紙は和刻本に有り勝ちな楮紙のようで、前述諸本と雰囲気を異にする、一言で感想を語るなら持つたところから触れてみても全くの和刻本という作りである。巻頭の序文三件も二本と同様。その次に来るのが「名公先生贈言」三丁である。「名公先生贈言」（版芯同じ、丁付けは黒釘となつており、数字は末刻のままである）と題して十七名の言葉が附録され配列は口本と同じだが、和刻本なので返り点と送り仮名をつけている。

次が篆目で和刻本は三段に作る点二本と等しい。未刻篆書目も二本と同じ。この本は全く印は捺されていない。本文三十二丁、自述が続いて三十三丁から三十四丁までという点二本と同じ。「名公先生贈言」を持つという点で二本と異なり、その位置も他本と異なる。

ヘ本、「篆書百体千文」乾冊のみ。和刻本。四針眼。表紙は改装、篆書の書き題簽で「篆書百体千文」とある。封面は三分割型でイ本二本へ本とほぼ同じであるが、藏版を異にしており、「寶文堂藏版」とする。巻頭三序文は変



らず全部で七丁分、返り点送り仮名付きの和刻本である。序文の次が篆目である。和刻本なので三段二丁分。次が未刻篆書目一丁分、図が二丁分。この本は版芯の丁付けを見るところまで通じで「上口一→上口十二」まで通している。これは他本になかったものである。本文は「百体千文」として三十二丁までという構造は他本と同じだが、三十三丁から「名公先生贈言」が入る。丁づけ数字は三十三丁から三十五丁の三丁分で三十六丁から自述が続いて乾冊が終わる。ここでは一部二冊のこの篆書百体

千字文を乾坤で区分したが、和刻本では上下で分けていることがへ本の版芯から知れた。丁づけの数字が通つていないと製本の際の落丁乱丁の有無の確認が困難であるという面を丁数を通して改善したのがへ本と考えられようか。封面の藏版名も変えて、唐本の影響から脱しつつ翻刻本なりに工夫を加えての出版であつたと評価できよう。ちなみに早稲田大学のデータベースに拠れば坪内逍遙旧蔵の一冊がw e bの画像データベースで閲覧可能である。藏版が「靈蓍軒藏版」という部分が異なるがこれと同じ系統である。しかし坤冊にあるべき清書千文を差し込んでいて、改装を経た和刻本であることが知れる。

ト本、『篆書百体千文』坤冊のみ。和刻本。四針眼。題簽は「千字文集註」の殆どを失つている。唐本のハ本同様後半の一冊だが、ハ本にあつた五岳真形図から大禹碑とその釈文部分は無い。版芯から見ても初めからなかつたものと思しい。曹楫の序文から清書千字文までの六丁には通じで「下口一～下口六」まで丁づけの数字が見える。この版芯の形態からへ本が上冊、ト本が下冊で売り出されたものではなかつたろうか。上冊は百体の篆書、下冊



は千字文註という構成、題簽も異なることから二冊セツトに限らずそれぞれ個別でも単行本のように見られたため、上冊、下冊が分かれやすかつたものかもしれない。事実近代摺りのものは上冊のみを作り直して出版してい下冊の内容はとらない。本文の「千字文註」の名はい本に同じで、ハ本とは異なる。この部分に印は捺されていないのは和刻本の他本の事情と同じ。本文は三十五丁で終わる。三十五丁ウに「之哉」の本文二字が残つてい。今回比較に用いた唐本ではこの最終行の二字が失わ

れていた。ト本には三十五丁ウに「書林 大坂順慶町五丁目 柏原屋與左衛門」の名が刻まれ摺られている。柏原屋が和刻本『篆書百体千文』を扱った本屋であることが知れる。

チ本、『篆書百体千文』乾冊のみ。和刻本。四針眼。改裝されているためか封面を欠く。題簽は「篆書百体千文全」と書き題簽を貼る。内容はヘ本に同じ。題簽に全と書いたのは下冊が無く、しかし違和感がなかつたためだろうか、この一冊で通行していたようである。

リ本、『篆書百体千字文』上巻下巻の全二冊。明治十四年四月免許の近代和刻本。康熙綴じ。題簽は、上冊が隸書で「篆書百体千字文」、下巻はそれを草書で書く。内容は篆書百体千字文の字体を半丁ごとに掲げるよう編集しながらおしている。材料は全て乾冊から來ている。近代本なので今回は細かに見ない。ちなみに全国漢籍データベースで検索をかけると公文書館と東北大学の二件がヒットし、いずれも明治十四年版なので直接みていないが、おそらく同じ系統のものだろう。

ヌ本、『篆書百体千文』坤冊のみ。和刻本。四針眼。題簽は「千字文集註」の「千」字を失っている。ト本に殆ど

同じだが奥付は「正徳五乙未年正月吉日」と刊行年を記載する。「書肆」として「江戸日本橋南一丁目／須原屋茂兵衛」と「大坂安堂寺町心齋橋／大野木市兵衛」とある。おそらくこの部分は入木している。

右の『篆書百体千字文』の諸本により検討すれば、この本の構成要素は大本で全部二冊。上冊題簽は「篆書百体千文」。下冊題簽は「千字文集註」。以下上下各冊は多少の異同や構成に前後があるが、次のようにあつたろう。
[上冊]

題簽は、篆書百体千文。

封面は三分割で、右「尤悔庵／周介庵兩先生鑑定」。中央「歴朝聖賢篆書／百体千文」。左「棣鄂堂藏版」が元版。序文は康熙乙丑夏五吳門尤侗撰、康熙己未八月玉峯徐乾學撰、康熙歲次壬戌季春雪「老人徐南復題と、ここまでは各本原則的に同じである。

篆目は「歴朝聖賢篆書百体目」で唐本は三丁二段組み、和本は二丁三段組み。次に「未刻篆書目」を一丁つける。図は二丁で印の有無の差はあるが唐本、和刻本も原則同じと考えてよい。

百体本文は一丁から三十二丁までで、掲載の篆書百体は

八文字ずつを一書体で書いている。古いものは伝説の時代で、新しいものは宋や明の篆書も並べている。

名公先生贈言はこれを付けるものと無いものがある。有

る場合に配列などは変わらない。最初からあつたのか、途中から加わつたものか、いつから付くようになつたものかが判然としないが、位置も本によつて前後するなど落ち着かない。丁づけの数字が元は黒釘で、和刻になつて丁に数字が入るようになつたものらしい。

自述は二丁。唐本も和刻本も印の有無があるにせよ文字部分は変わらない。上冊はほぼ右の要素で成り立ち、その前後の製本上の配置の違いが異本を作つてゐる。

上冊のみに奥付を持つたものは見ない。故に『舶載書目』が言うように二冊で一部と考へる。しかし下冊は和刻本の残存題簽で想像するに、上冊と異なる題簽を付けいていた可能性が高い。それ故に上下別行していつた可能性もある。管見とはいえ実際には合冊本以外に上下冊揃いを見ていかない。もつとも漢籍データベース中には「歷朝聖賢篆書百體千文一卷 坤 千字文註一卷」という扱いも見られるのでセットで保存されている場合もあるのだが、多くは題簽を異にするため上下別々に流通してしま

つたことが考えられる。

〔下冊〕

題簽は、千字文集註。

五岳真形図は事例が唐本の一つのみである。武林袁士宗

樂山氏の識語がついている。

大禹碑銘は事例が唐本の一つのみである。大禹碑銘釈文を細井広沢が目撃し「神禹碑幅」に書いている。これについては後述するだろう。百体本文中にも禹碑文はある。序は曹楫の半丁の序文で、丁の裏からは清書千文が始まつてゐる。これは唐本、和刻本共通の構造である。

清書千文は曹楫の序と合わせて六丁である。翰林院編修尤珍書で、これも唐本、和刻本とも共通。

千字文註は「千字文註汪嘯尹先生纂輯／武林孫呂吉謙益氏參註／仁和蔡汪琮潤章父較正」とあり、唐本の例によつては「同學袁士宗公望氏攷訂」もあるらしいが確認されたのは一例のみ。全部で三十五丁という点は唐本、和刻本共通である。下冊は序の前に五岳図と禹碑の有無が問題となるが序以下三構造は特段変わりなく、唐本がそのまま和刻本に翻刻されて出されたものに思われる。日

本の書肆名を複数件確認したが刊行年が無い。或いは別に別な奥付記載を持つものが有る可能性は否めない。

和刻本又本の一例は、坤冊の端本で、正徳五年の奥付をもつた清書千文つきの唐本めかした用紙、つまり楮紙ではない紙を用いた和刻本であったこと。これと似た本の存在はwebオークションで過眼したことがあり「須原屋茂兵衛と大野木市兵衛」の扱いであった。和刻での翻刻本の売り出しも一度ではなかつたということだろう。

三、雑体篆書の受容事例

江戸時代人に雑体の篆書のあることが『篆書百体千文』の輸入以来、了解されることとなり、そんな書体の知識も書物を通して広がつて行く。少し事例を探そう。管見ではあるが、雑体篆書の姿を紙面に部分でも見られる事例を紹介していくこととしたい。

まずははじめは、おそらくそのまま篆書千文の一部を紙面に載せたものと思しいのは、宝暦十四年に上梓されたものがある。諦忍の編著『伊呂波問弁』の一冊である。

右は『伊呂波問弁』冊末に掲載された雑体篆書



ほぼ『篆書百体千文』よりそのまま、しかし本来一書体八字のところを四字ないし三字の掲載としている。いかにもといった雑体篆書は文字としては怪しい。しかし、篆書に諸体があつた歴史的事実としての一面も怪しさゆえに無視もできない。江戸時代に見る雑体受容を考えれば、怪しいなりの現物存在の肯定と使い方があるようで、雑体篆書の見える他の事例を挙げて更に考えよう。

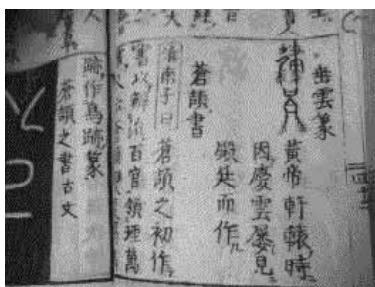
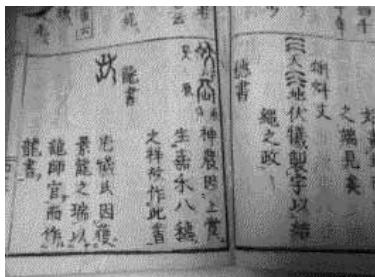
『和漢名公法帖』にも雑体篆書を書体歴史の冒頭に掲げる部分がある。明和八年に上梓された中本四冊の和刻法帖で左版に摺つているが、雑体部分(上段)は凸字版に作る。

者向けの専門性の薄い著述の中に見えたということにも注意しておきたいのである。これは文化十五年の上梓にかかり、江戸時代も後期になつての出版である。



「河図」「八卦文」「科斗文」「穂書」「龍書」「垂雲篆」が見えるが、欄外に「百体千字文」と見え、そこからの引用であることが察せられる。

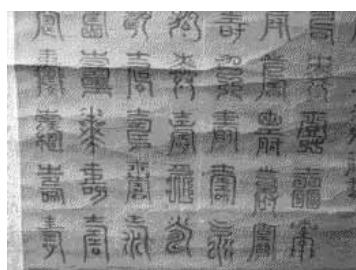
さらに時代が降つて『和漢諸芸手引』という小本の中に文字を紹介する中、雑体篆書も登場するのを目撃する。字数にして僅かを示すにすぎず、その書体を使って何かできるといつたものではない。実用からはほど遠く、ただそんな文字もあつたのだという曖昧な知識を伝える程度のものなのである。しかし全く無視するのではなく、僅かでもそこに示したという事実は押さえておきたい。そしてある程度漢文は読めるがしかし本の性格から初学



今、書物の中に雑体篆書の存在が示されているものを見てきたが、掛け軸に仕立てられて、当時の壁に掛けられたろう遺例もある。僅かだが家蔵のものを紹介する。

まず左に示すのは「百忍図」である。題は隸書で書くが、以下百体の「忍」字を書いたもの。示した幅はそれを版本に彫つて摺つたものである。文字がある程度見えるように上下二分にして左に示すことにした。識語は柴野栗山が撰文している。

この手の趣向はほかにもあつて、最も多く見かけるのは「百寿」(左図)や「百福」で、「忍」字はあまりみない。



また、珍しいものでは「鶴」字を雑体篆書で百体並べた事例などもあり、鎮宅のお守り的利用の幅と察する。簡単に言つてしまえば縁起物といつたところなのだろう。そんなところに複雑な篆書が用いられているところが何とも江戸時代らしいと感じるのである。前掲の「鶴」幅の中には隸書で「群鶴舞清幽」と書かれ、左に落款印が捺されている。松下鳥石の印である。二印の内、下の印は丸枠の中に禹碑の「辰」字をあしらつたものである。周囲の鶴の字は朱で印刷されたものである。それぞれの鶴の上に書かれているのは書体名である。これによつて



百体の鶴の字と書体名が知れる、書体見本ともなつているのである。次は「神禹碑文」と篆書で書かれている。



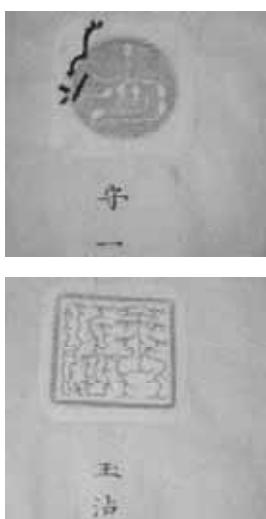
松下鳥石の師である細井廣澤にも雑体篆書の中、禹碑に関わる肉筆幅が確認されている。題は「神禹碑文」と篆書で書き、以下禹碑文を書いて、幅の下部には識語を寄せている。その内容によつて細井廣澤が孫枝秀の『篆書百体千文』を見ていることが知れる。そして細井廣澤はこの禹碑文の世界を十分に知りながら、それと篆書の正統を混同していないことも知ることができるのである。

細井廣澤の編著『篆体異同歌』の凡例によれば引用書目に雑体篆書は採録されない⁽²⁾。正しい篆書を学ぶには雑体は不要という廣澤的判断があつたものと察する。細井廣澤はそこをうまく切り分け篆書知識の啓蒙を行つた人物であつたと今日的に評価することができよう。

江戸時代の日本人にとって「篆書体」が古い時代の漢字書体であることは文献から理解できたはずだ。しかし、書体受容の段階として篆書を考えた時は、江戸時代人たちにとつてもつとも新しい書体知識として入ってきたものである。新しいモノ好きの彼らがすぐに飛びついたのは自然な流れであつたろう。それ以前に篆書が自由に書かれ用いられた時代は日本には無い。

篆書の普及は江戸時代に始まると考えて大きな間違いではなかろう。篆書の普及を考えた時に書物出版の力が大きかつたこと、その普及の検証方法として江戸時代に出版された篆書字書など、さらにほかの書物に篆書の利用を探すことが有効である。先に『書学書道史研究』第一五号（一〇〇五・九刊、書学書道史学会）で拙稿「江戸時代の篆書体受容について」で篆書字書類の翻刻出版の流れから江戸時代の十七世紀から十八世紀にかけての篆書関連書物の出版を一望し篆書書体受容をみたのでここでは贅言しない。その中でも細井廣澤とその門人や学統を受ける者の影響は無視できないものがあり、さらに研究が必要になるものと思われる。

更に雑体篆書がどのような利用のされ方をしたのか。





精義入神

本の中、あるいは掛け軸の縁起物としての利用を見たが、もう一つ忘れてはならないのが印の世界である。これも家蔵にかかる僅かな事例だが当時の印影を少し示して利用事例の紹介としたい。刻印の際にどのような篆書を用いるのか。割と自由に作っている。江戸時代には多くの篆書の字書が出版され、篆刻家と称される人物も現れ、書幅の落款には必ず印が捺される。つまりは捺される印が生産されていたことを知る。印譜も多く編まれたが、その性質上大量に作られるものではなく、今回示した印譜からの印影は、印影を一枚ずつ切り抜いて貼り付けたもので江戸時代にはよくあるスタイルだが、これで

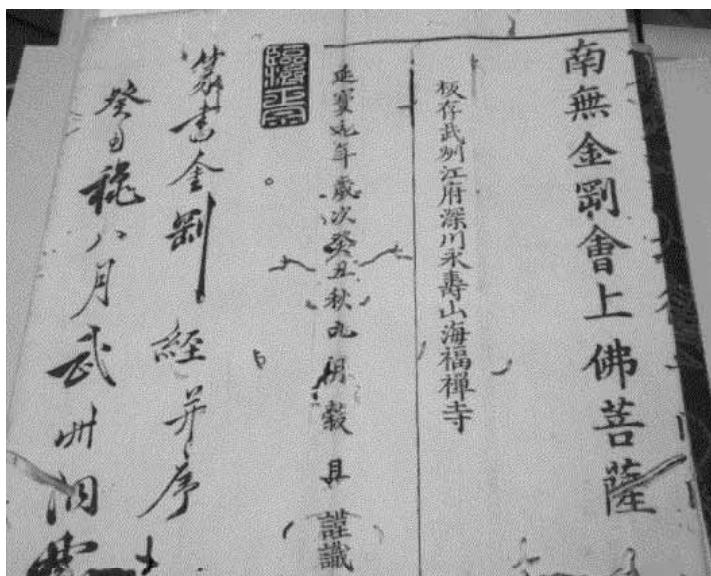
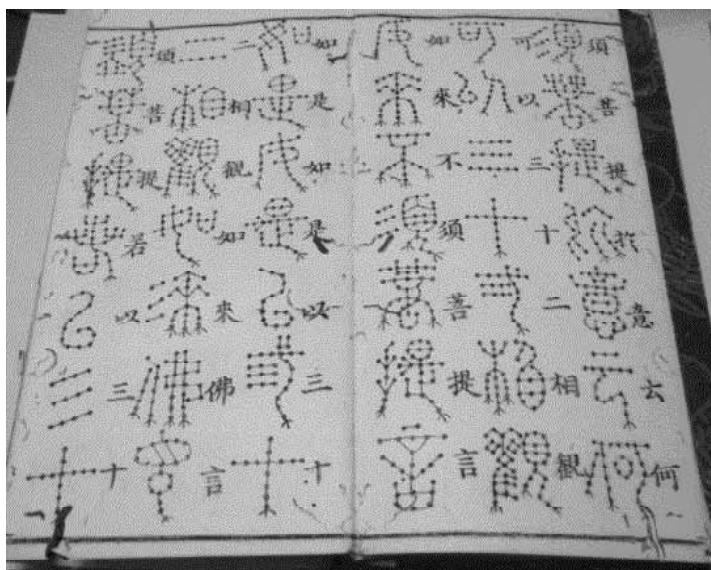
は多くの部数が作られたとは想像しにくい。あるいは一部のみの作成という印譜も少なからずあつたことだろう。江戸時代の出版と流通にのつた印譜とそうではない印影を集めた印譜とそれぞれ存在することも念頭にいれて印譜の研究を行う必要がある。そんな中でたまたま雑体篆書を用いた印もあつたことが知れる事例を僅かに示したに過ぎない。

四、『三十二体金剛經』



現代版復刻出版もされているもののようで、まつたく

知られていない書物ということではないようだ。解題など詳細については、他の論考に依つていただければと思う。ここでの主眼は、仏典を篆書の、それも雑体書体で



作つたものを江戸時代に上梓して広めるという事が行われた一事について確認できればと思う。それがたとえ原本は中国製のもので、単にそれを日本で復刻したものに

過ぎないものであろうとも、それを選び日本で彫らせて摺つて広めたという歴史事実をまず見たいのである。ここで示す三十二体の雑体篆書による金剛經は延宝元年江



戸深川の永寿山海福寺が蔵版で折帖仕立ての二冊本。黄檗高泉の序文を末尾につけている。ここで用いられている三十二種類の雑体篆書は全て百体千文の中と同じ書体を確認できる。雑体篆書の書体数は百体に次ぐ量といつてもわずか三分の一程度。しかしここで用いられている書体については、何より一書体に対し用いる字数が違う。百体千文は一書体を八字のみであるのに対し、金剛經の方が、同じ書体では使用文字数が多い点は百体千文を圧倒するものである。用いるところの雑体篆書の書き手がいて、多字数を書きこなしていた可能性を示している。もちろんそのもととなつたものは中国においてであり、江戸にそんな書き手がいたとは考えにくい。

黄檗高泉の末尾の序は延宝八年秋八月の撰文の由(前頁の図参照)。この部分はこの和刻本のオリジナルな部分であろう。その翌九月と刊記に見えるので、序文が出来た後、版が完成したものと思われる。版元の海福寺は万治元年に開かれた黄檗宗の寺であるが、明治四十三年、今下目黒の地へ移転している。もはやこの時の版木は伝わっていないだろう。

五、和刻法帖『禹碑』と松下鳥石門流

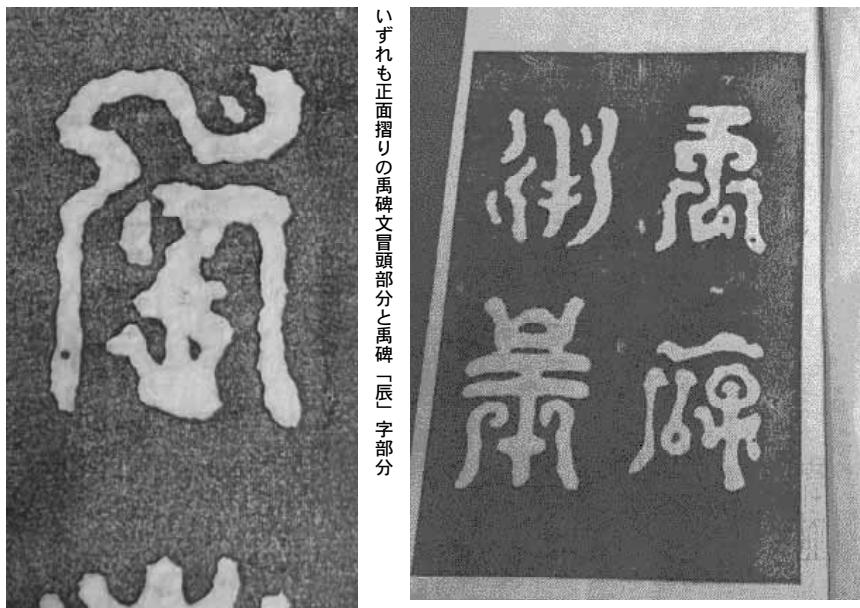
この稿の冒頭に少し禹碑に触れ、松下鳥石が落款印に「禹碑」の「辰」字の印を用いていることに触れた。その禹碑そのものが和刻法帖として上梓されていることについて少し紹介しておくだろう。

『禹碑』は大本一冊。碑文の部分は正面摺りし、釈文部分は左版の印刷で作り、奥付は凸字版、つまり通常の整版摺りしているという、和刻法帖に見られる印刷法の三種類をこの一冊ですべて見られるという印刷資料として面白い和刻法帖の一つである。

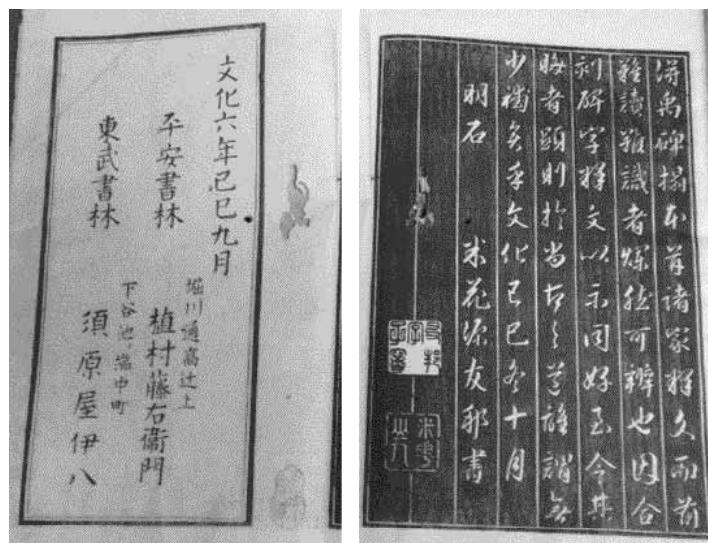
文化六年九月の奥付がついているが、この法帖の上梓をすすめた米花山人こと源友邦の跋文は十月である。扱い書肆は、奥付によれば「平安書林 堀川通高辻上 上村藤右衛門」と「東武書林 下谷池ノ端中町 須原屋伊八」の二書肆の名が並ぶ。米花山人は松下鳥石の門人脇田赤峰の弟子にあたる江戸の書家である。つまり松下鳥石から見れば孫弟子といった位置づけとなる。そんな師承の中で『禹碑』の和刻法帖が作られたという人のつな

がりから考えても面白く思われる一冊である。左の図版は、正面摺りした本文最終部分と左版で摺った釈文の本文部分冒頭である。印刷原理を異にしてながら一冊に綴じこまれていて象徴的な部分である。





いずれも正面摺りの禹碑文冒頭部分と禹碑「辰」字部分



この『禹碑』の和刻法帖を作らせた土壤を松下鳥石の門流を対象に考えておく必要があるだろう。ここでは主題に外れるので詳細には至らないが、そもそも松下鳥石

の師匠にあたる細井廣澤が見識の持ち主であつた。さらに出版の効果も十分理解し、多くの著述と出版に関わり持つてゐる。その四天王のひとりに数えられる中に松下鳥石がいたのである。

松下鳥石は細井廣澤門人の中でも大きな勢力をもつていたものと思われる。それを何によつて検証するのかといえば、まず考えられるのは、松下鳥石の書にかかる法帖の出版点数の多さであろう。細井廣澤も和刻法帖の上梓が多い江戸時代の書家のひとりではあるのだが、多くは没後の出版である。細井廣澤亡き後、直接の門人、あるいは細井廣澤に私淑する間接的な門人が細井廣澤の法帖出版に手をかしたものと考えられる。細井廣澤自身は、著作とその出版が多い人物なのだが、自身の書の手本に限つて考えれば、生前の出版はそれほどでもないといつてよからう。それに比較して松下鳥石は生前から自作の書の手本の出版に積極的であつたようだ。

細井廣澤も松下鳥石も出版の力が世の中へ大きく影響することは十分に承知していたのだろうが、影響力の利用方法が少しく異なるものであつたように思われる。細井廣澤の場合、知識の啓蒙手段として自著のみならず、

門人へも唐本の翻刻などを薦めており、例えば『漢隸字源』は細井廣澤の測量の弟子である小宮山昌世の入手した唐本を関思恭に命じて翻刻を行わせた。隸書啓蒙の意図がそこにあつたと考えられ、世に益する出版をさせている。松下鳥石も字書類の出版には大いにかかわつている。草書礼部韻、六書正説、千禄字書、広金石韻府などである。細井廣澤の門人には出版を利用した啓蒙的仕事を目撃する。しかし、松下鳥石の場合それにもまして自分の法帖を出しているところが師匠の細井廣澤と大いに異なる。ここでの評価は機会を別にして考えたい。

細井廣澤は多くの門人を育てた。その門人が細井廣澤を称揚、顕彰するのでその名が今日まで伝わつてゐる。

松下鳥石にもまた多くの抜きんでた門人があり、鳥石の書法を継承する。平狼溪、河保寿、浅田上山、脇田赤峰などがいた。それぞれにまた門人があり、その一派を称揚することになる。そんな構図の中、脇田赤峰の門下に今回『禹碑』を出版した源米花山人がいたのである。その師承を追う上で、当時出版の書物が大いに役立つことは間違ひない。そこには当時のままの価値観が反映していることも見逃しにできないだろう。

六、終わりに

いかにも江戸時代人達が好きそうな、少々遊び心も感じられる画のような文字。しかし正当な書体として扱われなかつたために現代では看過されていて、本来どのようなものであつたのか、今、それらは忘れられつつある。江戸時代から伝存の書物の中にはある程度、それら雑体篆書受容の痕跡が発見できた。それを発展的に使用した印や幅も存在していたことを見た。今この雑体篆書を使って何かを書くということはまず行われないだろう。それほど遠いものになつてゐるのは確からしい。

しかし現実に存在し、これを喜んだ人々も居たという事実はあえて無視するまでもなく、あるがままに認めておいてよいだろう。今回は個別の書体に言及していない。誰か興味をひかれた方があれば詳細を追求してみてはどうだらうか。

以下に紹介しきれなかつたものを最後に少し掲げて参考に供したい。

ひとつは朝鮮本の事例である。『古今歴代法帖』は朝鮮

本らしく大型の法帖で、左版、凸字版が混合した印刷となつてゐる。禹碑文に相当する部分を参考に掲げよう。

朝鮮本『古今歴代法帖』夏禹篆の部分



唐本『新刻名公筆法草書重珍』卷四に見える「古帝王名臣書奇字法」部分を次に掲げた。



『淳化閣帖』五巻にも「諸家古法帖」として夏禹書など見えるが、その影響はこの紙面に出ていると考えてよいだろう。次に唐本の例を見たい。

この本は清朝末期のもので、何の権威もない俗な書物と見てよからう。しかしそんな俗な文字世界にこのようないものがあつたことは見逃せない。

書と画の融合といえば聞こえがいいが、もはや書の世界から離れたものとなつてゐる。書の境界線を越えた、別物と言ふようか。これもまた文字に向かつた一つの着地点であつたのだろう。いふなればもはやこれを活字に翻刻する意味がないことは明白である。文字の姿見るという視点が根本的にあつたために、文字の姿をどのように表現するかがテーマとなる。一つには能書の筆跡を求めて書法を修練し、美しい文字の姿を獲得しようとする。そんな毛筆文化の価値観の傍らで、異形の文字を楽しむ文化も共存していた事実にも目をとめて、毛筆文字世界の文化の厚みを感じてみると面白かう。

【注】

- (1) <http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kanseki?detail>で検索。
(2) 『篆体異同歌』の凡例で「引証書田」として引かれるのは『説文』『学古編』『古今印史』『金石韻府』『正字通』『諸碑刻』を挙げ「その他字書雜にて」とく録せず」とし、ほかに『摭古遺文』と細井廣澤友人池永一峯の持つていた『篆文纂要全宗』(古篆彙選)、一峯編纂の『篆海』であった。雑体篆書関連の書物は登場しない。